

広島県告示第六百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

平成二十一年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
社団法人 呉市薬剤師会 センター薬局	呉市中通一丁目四番二号	平成二十一年二月九日